

平成26年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成26年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成26年6月3日(火) 午前10時00分～11時00分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 毛利会長 橋本委員 吉田委員 吉松委員 (事務局) 本城次長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 (傍聴者) 1人
<p>平成26年度第1回宇治市情報公開審査会の開会に先立ち、副市長から各委員へ委嘱状の交付等が行われた。</p> <p>(1) 副市長から各委員へ委嘱状が交付された。</p> <p>(2) 事務局から、欠席の片桐委員については、委員就任の承諾を得ていることの説明が行われた。</p> <p>(3) 副市長から挨拶が行われた。</p> <p>(4) 事務局から、事務局員の紹介が行われた。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1)会長の選出 委員の互選により、毛利委員が会長となった。会長から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>(2)職務代理者の指名 会長の指名により、橋本委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について(事務局)</p> <p>ア 平成25年度情報公開制度実施状況について(報告事項)</p> <p>イ 平成25年度審議会等の会議の公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明(事務局)</p> <p>事務局から、平成25年度情報公開制度実施状況及び平成25年度審議会等の会議の公開制度運用状況についての資料の説明が行われた。</p>	

3 平成25年度情報公開制度実施状況について（報告事項）

(1) 事務局から、平成25年度情報公開制度実施状況について説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、何か質問はあるか。

(委 員) 存否応答拒否が1件あったが、どのような理由で判断したのか。

(事務局) 予防接種健康被害に関する手帳の発行数は全国的にも非常に少なく、仮に宇治市で発行されていたとしても所持している人が1人いるかどうかという数の希少性があるもののため、こうした公文書が存在するかどうかを回答するだけで個人が特定される可能性が高いため、存否応答拒否とした。

(委 員) 何がわかると問題になるのか。国からの補償が当然あると思うが、そうした法的地位と結びついた手帳であるということか。

(事務局) そうである。

(委 員) 被害を受けた方が近所において、手帳が1件発行されていることがわかると、その人がお金をもらっていることがわかる。

(委 員) 第10条は公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるということであり、どういう非公開情報を公開することになるのかということも問題になる。

(事務局) 手帳を所持している個人を特定される可能性があるということとあわせて、手帳の交付自体が他人に知られたいくない情報であると考ええる。

(委 員) あるということ言うだけで、個人が特定されるおそれがあると考えたということである。異議申立てがあれば、考慮に値する問題だとは思う。

(委 員) 特定の個人を名指しした請求ではないが、それに近い状況が宇治市の中にあるということか。

(事務局) 例えば、発行件数が1件しかなかったとして、近所の方や知人であった場合、この人という特定ができてしまう可能性があるため、存否応答拒否とした。

(委 員) 個人の特定につながるような箇所を消して出したとしても、それでも特定につながるかと判断したということである。

(委 員) 近所の方が予防接種健康被害を受けており、その人が国からお金をもらっているということが判明して困るのだろうか。

(委 員) 知られたいくないかどうかということである。

(会 長) 存否応答拒否は例外的なものだが、1件あったということである。その他の非公開は不存在だったと。

(事務局) そうである。

(委 員) 決定単位216番の「建築基準法に規定する検査済証の写し」が不存在で非公開になっているが、単に検査済証が発行されていなかったということか。それとも、保管期間の関係でもうないということか。

- (事務局) 建築確認申請を行った本人に検査済証の原本を渡した後は、担当課で控えは保有していないとのことである。検査済であることを証明する制度があり、必要な場合はそちらを案内している。
- (委員) 証明が出せるということは、何らかのデータがあるということである。検査済かどうかに関することが記載された文書ではなく、「検査済証の写し」という請求だから非公開ということか。
- (事務局) そうである。「検査済証の写し」の公開を希望されたため、不存在で非公開となった。証明が必要な場合は建築指導課で相談いただくよう案内しているが、請求の不受理はできないため、請求を受け付け、非公開とした。
- (委員) 証明が出せる範囲はある程度限定されているのか。
- (事務局) 宇治市が検査済であることを把握しているケースしか証明できないと聞いているが、どこまで把握しているかは総務課ではわからないので、建築指導課で相談するように案内している。
- (委員) 決定単位の222番はどのような案件か。
- (事務局) 私有地に設置されているグレーチング蓋について、宇治市が設置したのではないか、宇治市が知っていることがあるのではないかと公開請求されたが、そのような資料は不存在であった。
- (委員) 宇治市の管理するものにしか設置しないものなのか。
- (事務局) 基本的には、宇治市の土地に設置をするということだと思う。
- (事務局) 宇治市が設置していれば、維持管理する以上、経過や書類が残っているのが一般的である。そうした書類がないということは、市の所有物である可能性が低いのかかもしれない。
- (委員) 決定単位180番について、印影以外の非公開根拠や時限秘があるが、どのようなものか。
- (事務局) 平成26年度当初予算要求額については、公開請求があった時点では財務当局の査定中であり、意見として未成熟な段階であることから、予算要求額やその積算に係る部分、査定に関する部分等が第6条第4号に該当するため、非公開とした。時限秘としたのはこの第6条第4号に関する部分で、現在であればすでに成立した予算で未成熟な情報ではないため、第6条第4号には該当しないと考える。
- (委員) 時限秘の期間としては、予算成立までということか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 決定単位138番の学力診断テストは、各校の正答率等を非公開としたということか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 決定単位235番の公職選挙法違反容疑情報について、「〇〇〇〇」となっている箇所は請求時に特定されていたのか。

(事務局) そうであるが、本件で非公開とした個人の氏名とは、議員の氏名ではなく、通報された方の氏名である。

(委員) 年賀挨拶状の受理文書処理票とあるが、年賀状が来たら残しておくものなのか。

(事務局) 議員活動として年賀状を出すことは、公職選挙法に抵触する活動である。そうした活動がされているという情報提供があり、選挙管理委員会で預かっている公文書があるだろうということで請求された。

(委員) 広報課から総務課に所管が移ったのは、どのような経緯からか。

(事務局) 相談業務を1つにまとめる形で、広報課市民相談係の市民相談業務と行政懇談会業務、商工観光課の消費生活相談業務を、文化自治振興課で行うこととなった。総務課ではこれまで文書管理業務を所管しており、情報公開業務は文書管理業務と密接に関係する業務であるため、情報公開業務と文書管理業務、そして個人情報保護業務をあわせて総務課の所管となった。

(委員) 他の自治体はどのようなものか。

(事務局) 近隣市では、総務課が情報公開を担当しているところが多い。

(委員) その方がより効率的ということか。

(事務局) 公文書の管理が適正にできなければ、情報公開制度も適正に管理できない。情報が揃ってこそその情報公開制度という観点からすると、文書管理と情報公開制度の運営を総務課で所掌し、運営した方が、より適正な事務執行ができるのではないかという考えである。

(会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

#### 4 平成25年度審議会等の会議の公開制度運用状況について（報告事項）

(1) 事務局から、平成25年度審議会等の会議の公開制度運用状況について説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの事務局の説明について、何か質問はあるか。

(委員) 介護認定審査会は、部会のようなものがいくつかあるのか。

(事務局) 部会という分け方をしているかわからないが、ほぼ毎日会議が開催されている。

(委員) 就学指導委員会とはどのようなものか。

(事務局) 児童・生徒の指導の関係で、個人情報のやり取りが行われるため非公開としている。

(委員) 非公開理由の「公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合」には、どのようなものがあるか。

(事務局) 6回のうち5回が、人事課で所管する宇治市特別職報酬等審議会である。1回が保育課で所管している家庭的保育事業実施法人選考委員会である。

(会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

平成26年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

5 その他連絡事項等について

情報公開請求に関して、今のところ不服申立て等はないため、次回審査会の開催については未定である。

6 閉会

(会長署名)